

事 務 連 絡  
令和 4 年 7 月 2 7 日

公益財団法人児童育成協会 御中

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部  
企 業 主 導 型 保 育 事 業 等 担 当 室

企業主導型保育施設の職員である濃厚接触者に対する  
外出自粛要請への対応について

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現行、濃厚接触者については感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力の求め（外出自粛要請）として、不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも公共交通機関の利用を避けることをお願いしているところです。

今般、濃厚接触者の待機期間が短縮されたことに伴い、厚生労働省、内閣府、文部科学省連名で、別紙のとおり、濃厚接触者となった職員の取り扱いの変更について改めて周知がなされました。

貴協会におかれましては、別紙の内容を十分ご了知いただき、濃厚接触者の待機期間の変更について、企業主導型保育事業実施者に対し周知をお願いいたします。